

自主防災組織結成・活動の手引



協力：香川大学危機管理研究センター
かがわ自主ぼう連絡協議会

「自主防災組織結成・活動の手引」発刊にあたって

香川県危機管理総局長 伊勢野 正憲

近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、紀伊半島や九州北部の豪雨など、大規模な災害が続けて発生しております。特に、東日本大震災では、多くの方が犠牲となりましたが、一方で、日頃からの訓練や防災教育の充実などに力を入れていた地域では、他に比べて犠牲が少なく済んだ事例もありました。本県においても、近い将来、南海トラフを震源域とする大規模な地震の発生が高い確率で予測されており、地域における普段からの防災への取組みの重要性が改めて認識されているところです。

このような中、県では、かねてより災害に強い県づくりに積極的に取り組み、安全・安心に暮らせる地域づくりに努めています。

しかしながら、行政だけが防災対策の充実を図っても、被害は軽減しません。大規模災害発生時に被害を軽減するためには、自らの身は自ら守る「自助」、地域の安全を地域の住民が助け合って守る「共助」、行政による「公助」が連携・協働することが重要であり、自主防災組織の活動は、「共助」の要として大変重要な役割を担っています。

この手引きは、主に「これから自主防災組織を結成したい」あるいは「現在地元自主防災組織はあるが、どのように活動すればよいかかわからない」いわば自主防災活動の活性化に向け、これから取り组まれようとする方々を対象に作成しており、地域における自主防災力の向上に役立てていただきたいと考えています。

最後になりましたが、香川大学危機管理研究センターやかがわ自主ぼう連絡協議会をはじめとするご協力をいただいた関係機関の皆様方に厚く御礼申し上げます。

平成25年3月

CONTENS

ポイント1	自主防災組織の活動とは？ ……………	P 1
ポイント2	自主防災組織を立ち上げよう！ ……………	P 2
ポイント3	自主防災組織における役割分担とは？ ……………	P 3
ポイント4	自主防災組織の活動とは？ ① 普段からの取り組みも重要です！ ……………	P 5
ポイント5	自主防災組織の活動とは？ ② 「防災訓練」に取り組もう！ ……………	P 9
ポイント6	災害から命を守る知恵～南海地震に備えて～ ……	P 11
参考資料	……………	P 13

ポイント1 自主防災組織の活動とは？

1 自助、共助、公助の連携

防災対策を効果的に行うためには、県民、市町、県といった防災対策の実施主体が互いに連携し、総合的・計画的に推進する必要があります。

平成18年に制定した「香川県防災対策基本条例」の「前文」でも、「被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要である（中略）県民が自らの身は自らで守る『自助』、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る『共助』及び行政による『公助』という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる」としています。

東日本大震災を教訓に、南海地震への備えの意識が急速に高まるなか、地域の防災活動の要であり、「共助」の主体である自主防災組織に寄せる期待は大きくなってきています。

2 自主防災組織とは

自主防災組織は、日頃から地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織です。

平常時から訓練のほか、さらには地域住民への防災意識の啓発などの活動に努めることが大切です。



3 自主防災組織はなぜ必要か？

大規模な災害の直後は、自治体、消防、警察、自衛隊などの行政機関も被災する可能性が高くなります。また、救助等の要請も多岐にわたるため、迅速な救助・支援活動は期待できません。このような時、公的機関から支援を受けられるまでの間は、住民が一致協力し、地域ぐるみで集団での避難、初期消火、避難所の運営などを担っていくことが不可欠です。このためには、地域において組織を結成いただき、普段から防災訓練をはじめ、「ぼうさい町あるき」などを通じての地域内の危険箇所の把握や、さらには住民の防災意識の啓発など、防災活動を組織的に行う必要があります。

※阪神・淡路大震災においては、生き埋めや建物内に閉じ込められた際、家族や友人・隣人に救助された方が、全体の6割を占めています。

これに対し、救助隊に救助された方は、全体の5%未満です。このことは、住民による自主的な防災組織の重要性を裏付けるものです。

ポイント2 自主防災組織を立ち上げよう！

1 組織の要件、規模

自主防災組織は、地域の住民が組織結成に合意し、規約、組織、活動内容を定めることで成立します。市町役場や地元の消防署への申請等については、必ずしも必要とされていませんが、防災活動を行う際、市町役場や消防署との連携は不可欠であるため、あらかじめ届出を行っておくことをお勧めします。

なお、自主防災組織は、地域の地理的条件や生活環境等からみて、住民の日常生活上の範囲として一体性を有し、地域の防災活動を効果的に行える規模が望ましいとされています。

実際、県内の自主防災組織のほとんどが、自治会や小学校区を単位として結成されています。

2 組織の結成

結成するためには、大きくは下記の2つのケースのいずれかとなります。

手 法	説 明
既にある団体を活用する場合	<ul style="list-style-type: none">・自治会等の団体を、そのまま自主防災組織として兼ねる。・既存の団体の下に、別に自主防災部門をつくり、その部門を自主防災組織とする。
新たな組織として結成する場合	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に働きかけながら、既存の組織とは別に、新たな組織を結成する。

(消防庁「自主防災組織の手引」より)

3 結成の流れ (例)

① 周囲の方々とも相談し、結成することを決める。

☞ 町内会や自治会をベースに結成するのであれば、これら組織に提案し合意を得ることとなります。

② 結成準備を行う担当者を決める。

③ 組織の単位、範囲などを定める。

☞ なお、これは地域において活動しやすい単位として定められるべきものでありますが、小学校区あるいは大字など比較的広域的な単位で活動を行う方が、小学校や公民館などの活動拠点が活用できる、あるいは運動会などの地域の行事と連動しての訓練ができ、マンネリ化しにくく手間がかからないなどのメリットがあると考えられています。

④ 組織の基本的な事項について案をまとめる。

ポイント3 自主防災組織における役割分担とは？

自主防災組織を立ち上げる際には、活動を進めるため、会長のもと、活動に参加する構成員一人ひとりの役割分担を定める必要があります。

ステップ1 総務、消火、避難誘導などの班の編成をしましょう。

例1) 組織の基本的な班編成（消防庁「自主防災組織の手引」より）

編成班名		日常の役割	災害時の役割
総務班	→	全体調整 他機関との連絡調整 災害時要援護者の把握	全体調整 他機関との連絡調整 被害・避難状況の全体把握
情報班	→	情報の収集・伝達 広報活動	状況把握 報告活動
消火班	→	器具点検 防火広報	初期消火活動
救出・救護班	→	資機材調達・整備	負傷者等の救出 救護活動
避難誘導班	→	避難路（所）・標識点検	住民の避難誘導活動
給食・給水班	→	器具の点検	水、食糧等の配分 炊き出し等の給食・給水活動

ステップ2 会長、副会長、各班長などを選出しましょう。

組織が固まれば、役員人選を行います。

会長や各班長には、防災活動経験のある人が望ましいと考えられています。

ステップ3 組織の「規約」を作成しましょう。

自主防災組織の活動を行うためには、規約を定めることが必要です。

規約を定めるに当たっては、少なくとも以下の点を盛りこみましょう。

- ・組織の名称、目的、活動拠点
- ・組織の活動範囲
- ・事業
- ・設置する役員、選任方法、任期
- ・会費その他経理に関すること
- ・会員

ステップ4 (年間) 活動計画案を作成しましょう。

年間活動計画を立てることが必要です。

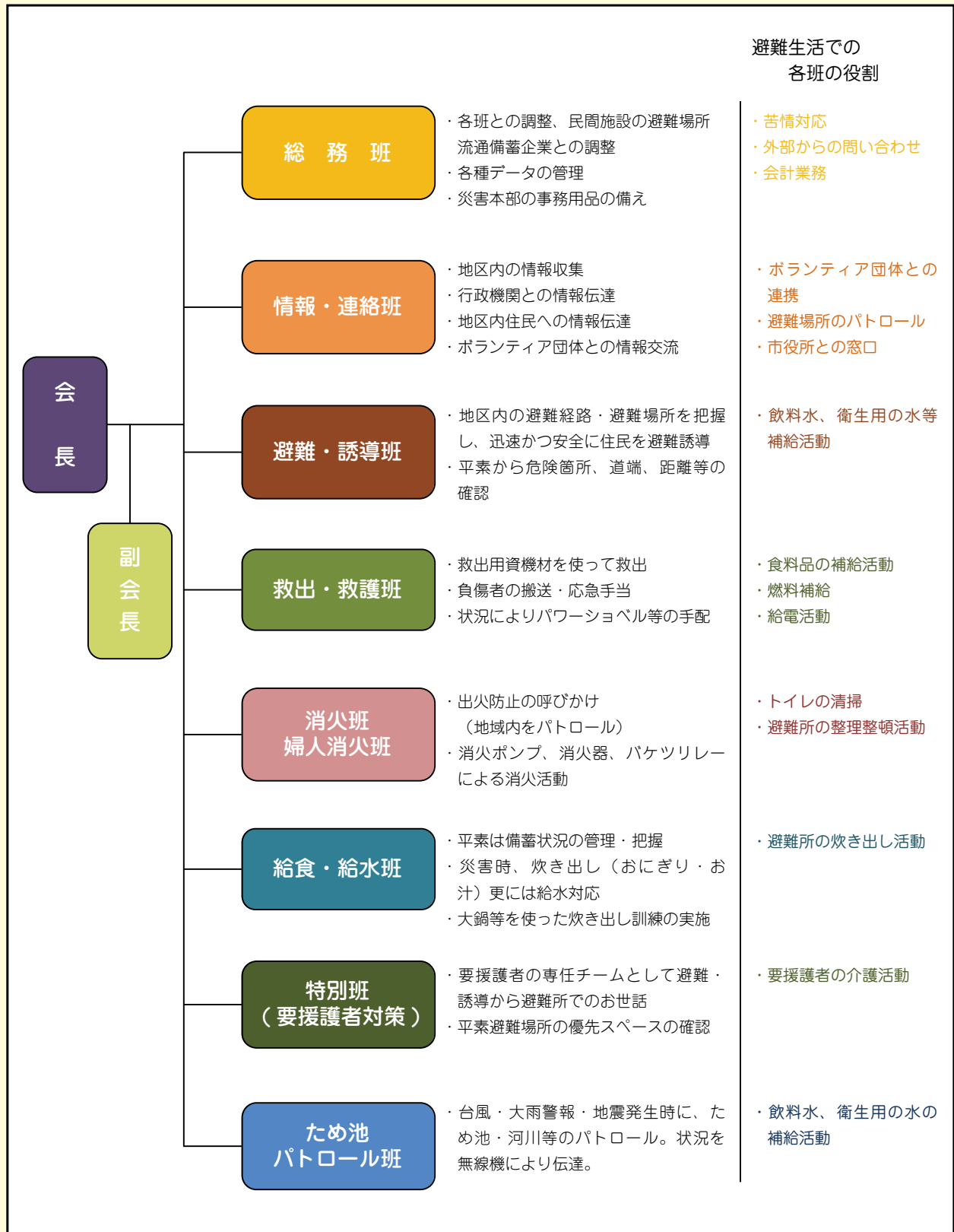
無理をすると続きませんので、少しずつ、できるところから取り組んでいきましょう。

また、予算の執行計画も併せて作成します。

可能なものは、リサイクル品や廃材などを活用することも非常に重要です。

自主防災会（組織と任務）

自主防災会の立ち上げについては、河川の流量、各種団体のパトロール報告状況、更には首長による避難勧告等を自主防災会長が判断して行うものとします。



ポイント4 自主防災組織の活動とは？ ① 普段からの取り組みも重要です！

災害は、いつ起こっても不思議ではありません。しかし、平常時から何も対策をとらないと、「起きてからは遅い」となりかねません。命を守るためには、前もって準備しておくことで、災害の危険を減らすことが重要です。

1 地域における活動

地域の実情に応じ必要となる防災資機材や備蓄物資の整備・管理に努める必要があります。

また、地域の避難場所、避難経路を確認するとともに、危険箇所も把握し、市町が作成したハザードマップを活用しながら、想定される被害や防災拠点と併せて「防災マップ」としてまとめておくと、実際の発災時には大いに役立ちます。

例1) 県内自主防災組織での防災資機材整備 (例)



※上の2枚
坂出市内浜西自主防災会
の防災倉庫写真
※左
さぬき市 坂の下自主防災
会で所有する防災資機材

2 家庭内の安全対策

災害は、夜間など自宅にいる機会が多い時間帯でも起こりえます。特に地震の場合は、家屋の倒壊や家具の転倒などでの被災、さらにはこれに伴う火災の発生などにより、命取りになりかねません。そこで、各家庭において普段から必要な対策を行うことが重要であり、自主防災組織の活動としても啓発をはじめ継続的に取り組む必要があります。

3 地域ぐるみでの防災意識の向上

災害に対して住民の皆さんに危機感を持っていただき、その災害から自分たちの命を守るための意識を向上させることは、非常に重要な取り組みです。

まずは、地域であらゆる機会をとらえ、できるだけ話し合う機会を設けるとともに、市町や消防などが実施するセミナー等への参加、香川県防災センターなどを活用しての研修会の開催などを通じ、取り組んでいきましょう。

例2) 三豊市上高野地区自主防災会の年間行事予定(例)

上高野地区自主防災会 月例会での予定

1月10日	1年間の予定を協議	
2月14日	避難について	救命救助講座(2/24)
3月14日	ロープワーク他	地区社協総会(3/28)
4月11日	土のう作り他	研修旅行(神戸)
5月9日	ロープワーク他	小学校運動会:防災レース
6月13日	訓練の周知	歩いて、みよう会(6/30、7/7)
7月11日	夜間訓練	6月の訓練の反省
8月8日	夜間訓練	救命救助講座
9月12日	夜間訓練	敬老の日
10月10日	訓練の周知	歩いて、みよう会
11月14日	訓練の反省	文化センター文化祭
12月12日	中学校防災訓練の支援	(12/15)

※「防災まち歩き」について

「防災まち歩き」を通じて、いつもの見慣れたまちを、「災害が起きたらどうなるか？」といった視点で歩いてみることで、新しい発見ができます。また、歩きながら気づいたことを記録して、参加者同士で意見交換をすることにより、地域内で情報を共有できます。

このことについて、香川大学危機管理研究センターに伺いました。



「防災まち歩き」に取り組む
高松市立牟礼南小学校のみなさん

Q まち歩きのポイントは？

災害が発生した時に危険な箇所や、消火栓、防災倉庫などの役にたつものを地図に記録していきます。写真撮影を要所で行い、撮影場所も地図に記録します。

実施にあたっては、最大で10名程度で行い、グループ内で必ず交通安全確認を行う担当を決めましょう。

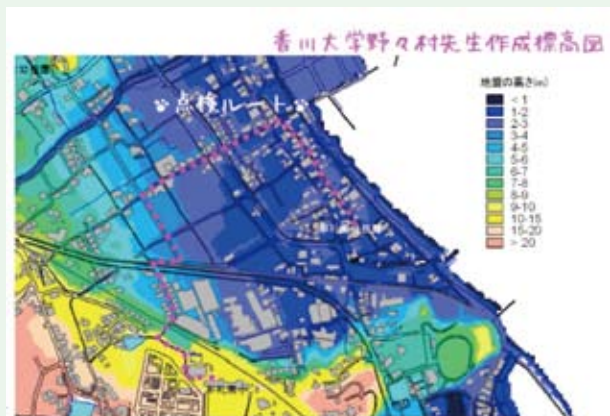
歩きながら標高もチェックすると、水が溜まりやすい地域や、津波からの高台への避難方向が分かりやすいです。

まちあるき点検のルール

- 【地震のときに危険な箇所】 赤マーク
・ブロック塀、石造物、屋根からの落下物
- 【大雨のときに危険な箇所】 青マーク
・水路、周りよりも低いところ
- 【災害のときに役に立つもの】 緑マーク
・消火栓、防災倉庫など

準備するもの

地図、クリップボード、ペン、付箋紙
帽子、飲み物など着せ対策



Q まち歩きした後は？

歩いて得られた情報は、大判の地図にまとめ、撮影した写真を印刷して貼り、コミュニティセンターなどに掲示し、地域内で情報共有します。

また、A3サイズなどの大きさにまとめて、印刷して配布すると良いでしょう。



※災害時要援護者対策について

高齢者や障害を持った方などの災害時要援護者を、発災時にいかにサポートしていくかは重要な課題です。

このことについて、かがわ自主ぼう連絡協議会に伺いました。

防災・減災の輪

Q 自主防災組織として、地域の要援護者のために果たすべき役割は何でしょうか？

生活する中で、安心感を持っていただくような「存在」になることが大切です。

具体的には、災害時の対応や、水不足時の補給活動などがきっちりとできることではないかと思っています。

Q 少子高齢化の影響もあり、地域には年々安否確認が必要な高齢者などが増加していますが、日頃からどのように取り組む必要がありますか。

地域住民による支援活動も重要ですが、これに加えて、地域の企業や団体なども巻き込んだ、地域が一体となって連携した取組みが求められると思っています。

要するに、要援護者に対する地域の皆さんの支援の輪を大きくしていくことが肝要です。

Q 災害時要援護者対策について、日頃活動しているお立場から、これから取り組もうとする方々にアドバイス等あればお願いします。

現在支援を行う立場にいるわれわれも、いずれは支援を受ける立場になります。

継続的な取組みを進めるためには、「災害時要援護者を地域全体が支えていくんだ」というまちづくりの機運を醸成していくことが重要と思います。

これに向けて、まずは自分たちでできる小さなことを積み上げていくことが大切です。日頃から要援護者の方々とのコミュニケーションを図っていくことが重要であることはいうまでもありませんが、これに加え、例えば、介護の専門家を招いての勉強会や、民生委員の皆さんと連携を密にした意見交換会などの取組みなどは、比較的容易に行えますので、これらを継続的に行っていくことが重要ではないでしょうか。


ポイント5 自主防災組織の活動とは？ ②「防災訓練」に取り組もう！

自主防災組織は、行政、事業者さらには地域の学校などとの連携を図りながら、災害時に効果的に活動できるよう、さまざまな想定のもと、消防や市町などの協力を得ながら訓練を実施する必要があります。

※訓練には、実働訓練のほか、図上訓練、さらには体験イベント型訓練などがありますが、ここでは実働訓練を取り上げます。

○ 訓練の例とポイント

訓練の種類	ポイント
給水・給食（炊き出し）訓練 	<p>電気・ガス・水道が止まり、水の供給や食事の調達が困難なケースを想定し行います。</p> <p>あらかじめ井戸のある家などの水源、さらには地域にある食材などの確保を図るとともに、水の運搬器具や調理道具の所在を確認し、さらには大人数の食事を作るための、衛生面をはじめとするノウハウや工夫を習得することも重要です。</p>
消火訓練 	<p>出火の防止の方法をはじめ、火災全般に関する基礎知識などを習得するために実施します。</p> <p>道具のある場所の確認のほか、消火道具を実際に使用してみることが非常に重要です。</p>
救出訓練 	<p>倒壊した家屋などからの救出を想定しての圧迫物の除去、負傷者などの搬送を想定し行います。</p> <p>なお、状況に応じ出来るだけ周囲の人の協力を求めるとともに、二次災害の防止にも配慮する必要があります。</p>
救護訓練 	<p>応急手当の道具の確認や負傷者等への応急手当の方法、AED（自動体外式除細動器）の使用方法などの習得を訓練を通じて実施します。</p>
避難・誘導訓練 	<p>避難経路や避難所の安全について参加者が確認するとともに、避難経路の確認や、地区内の避難状況の把握方法を確認するために実施します。</p>

訓練の種類	ポイント
<p>情報収集・伝達訓練</p> 	<p>安否の確認、被災状況の情報収集や伝達、生活関連情報の収集と周知などを行います。</p> <p>事前に、どのような情報を収集し、誰にどのように伝達するかを整理しておく必要があります。</p>
<p>避難所開設・避難所生活運営訓練</p> 	<p>避難所の開設場所の確認、避難所の円滑な開設、運営にかかるルールづくりや工夫・ノウハウの共有などを目標に実施します。</p>

※このような訓練を積み重ねていくことが、地域の防災力のアップには欠かせません。しかしながら、地域においては、祭りその他各種の行事があり、防災訓練に割ける時間は限界があります。持続可能な自主防災活動のためには、例えば運動会で、バケツリレー競争や簡易担架競争など、防災の要素を取り入れたり、どんど焼きの際に消火訓練を併せて実施するなど、年間行事の一部に取り入れて実施できれば、地域の負担は軽くなります。

また、訓練の実施単位は、自治会よりも小学校区の方が、場所や参加人数の確保など、メリットがあります。香川県では、「自主防災力強化事業」を創設し、小学校区単位等で訓練を行う地域に対し、必要な資機材などの支援を行っています。(平成24年度から27年度を予定)



※参考「県自主防災組織リーダー研修」における訓練風景

ポイント6 災害から命を守る知恵～南海地震に備えて～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、千年に一度の大災害ともいわれ、甚大な被害をもたらしましたが、香川県にも、当面の危機として、南海地震（南海トラフを震源とする地震）が間近に迫っている今、「南海地震から、いかに命を守るか」について、個人の危機管理としても考えていく必要があります。今回は、香川県危機管理課の乃田俊信防災指導監に、これに向けた心構えを伺いました。

1 災害を「正しく怖がろう」

災害からいかに命を守るかを考える際に重要なのは、「正しく怖がる」ことです。

夏目漱石の弟子で随筆家・俳人でもあった寺田寅彦は、防災に関し「ものを怖がらなさすぎたり、怖がりすぎたりするのは易しいが、正當に怖がるのはなかなか難しい」との警告を残しています。「怖がらなさ過ぎる」人は、いわゆる「怖いもの知らず」で、例えば「1Mや2Mの津波などたいしたことはない」と考えたりします。

逆に「怖がりすぎる」人は、例えば「東日本大震災の20Mを越すような津波が香川県に襲ってきたらどうしよう」などと思ってしまいます。いずれも、正しい対策を講じることはできません。

「正しく怖がる」とは、私たちの周りで起こりえる地震・津波・風水害、土砂災害などの各種災害等の「危険の度合い」を正しく認識するということです。

2 「危険の度合いを正しく認識する」ために大切なことは

まずは、地元市町作成の「ハザードマップ」で、自宅周辺や勤務先などにおいて、南海地震の際想定されている震度や津波浸水の状況を確認しておきましょう。ただし、これだけでは不十分ですので、これに加え、例えばお住まいの地域が「震度は6弱で、最大2Mの津波浸水」に該当するとして、これがどの程度のハザードになるかをあらかじめイメージアップしておくことが重要です。

「そのとき、どのような状況になるのか？」ということがイメージアップできれば、危険の度合いを正しく知ることが出来、備えの必要性を認識できるばかりでなく「どのように備えればよいか」ということも見えてくるでしょう。

3 終わりに

南海地震については、国の「地震調査研究推進本部」が、今後30年以内に発生する確率として60%、今後50年以内では90%程度と、高い確率での発生を予測しており（平成25年1月現在）近い将来必ず発生するものと考えられています。

発生した際には、香川県にも多くの被害が発生すると考えられます。発生に備えバケツリレーや倒壊家屋からの救助などの訓練を地域として行っていくことは当然重要ですが、併せて地域住民への家具の転倒防止、自宅の耐震補強、火災予防対策などに係る啓発、さらには地域の避難経路における危険箇所の点検など、予防的な取り組みもこれに劣らず重要であり、これが進むことにより、受ける被害は少なくなると考えられます。バランスのとれた地域防災活動が望まれるところです。

(参考「イメージアップ」の例)

項 目		影響 (イメージ・アップ)
震 度 「6弱」	身体への影響	・立っていることが困難になる
	家屋の倒壊 (耐震性が低い場合)	・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある ・瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある ・建物が倒れるものもある
	家屋への影響	・固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある
	出入り口	・ドアが開かなくなることがある
	窓ガラス等	・壁のタイルや窓ガラスが破壊、落下することがある
	地盤・傾斜等	・がけ崩れや地すべりが発生することがある
	ライフライン	・(5弱程度以上で) 断水・停電が発生することがある
津 波 (特性)	破壊力・パワー	・1 m以下でも建物を壊し、人の命を奪うことがある ・50cm程度でも立っている人の足元をすくう (実験値)
	速度	・非常に早い (車では逃げ切れないと認識すべき)
	その他	・第1波が最大とは限らない (東日本大震災では、第2波・第3波の方がはるかに大きかった) ・波長が長く、遠くの津波でも到達する (例: チリ津波) ・浸水する水は、瓦礫などの混入物 ・海上でも、浅いところでは鳴門海峡の渦の中のように、船の航行は困難 (体験談)



○参考資料1 家具の転倒防止

阪神・淡路大震災における震度7の地域では、全半壊を免れた住宅の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱したというデータがあります。

つまり、建物が無事でも、家具などが転倒して下敷きになって怪我したり、避難が遅れる可能性があるということになります。

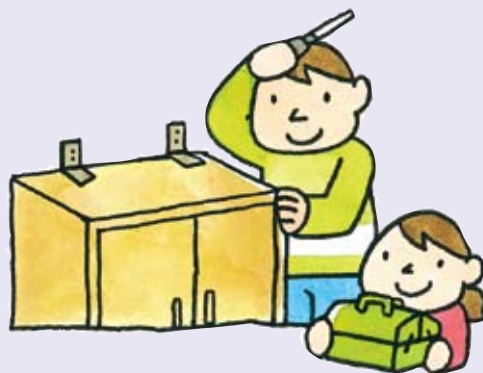
下記を参考に、皆さんも取り組んでみましょう。

- ・タンスや棚は、L型金具などで壁の棧や柱に固定しましょう。
- ・引き出しや観音開きの扉は、中身が飛び出さないようストッパーなどを取り付けましょう。
- ・重量のあるものは、できるだけ下に収納しましょう。
- ・ガラスには、飛散防止フィルムを貼っておきましょう。
また、家電製品が倒れたり、照明器具が落下する可能性もあります。
- ・台にテレビなどを載せている場合は、金具や耐震シートなどで本体と台を固定した上で、さらにL型金具などで壁の棧や柱に固定しましょう。
- ・吊り下げ式の照明器具は、複数のチェーンを使って天井に固定しましょう。
- ・蛍光灯などは、飛散防止が施されたものに取替えましょう。
さらに、家具などの配置を工夫することも有効です。
- ・寝室、子供や高齢者の部屋、出入り口付近には、できるだけ背の高い家具を置かないようにしましょう。
- ・家具から離れた位置で就寝するようにしましょう。

【参考】

家具の転倒防止(東南海・南海地震に関する都府県連絡会)

<http://kagutentouboushi.jp/>



○参考資料2 住宅の耐震化

耐震基準が改正される以前（昭和56年5月）に建てられた住宅には、2間つづきの吐き出し窓が設けられるなど壁が少なく、玉石基礎になっているなど、大地震時の倒壊を防ぐために耐震補強が必要なものも多く含まれています。

阪神・淡路大震災では、住宅の倒壊により多くの方が亡くなりました。また、倒壊した建物が、避難や救助のための道路を塞いだり、火災を拡大させたケースもありました。

住まいの耐震化は最優先で行うべき地震への備えです。ご自身やご家族の命を守るために、また、ご近所の暮らしを守るために、ぜひ、住まいの耐震化に取り組み、「助けられる側」から「助ける側」にまわってください。

○参考資料3 住宅用火災警報器その他火災予防対策

火災にも色々種類がありますが、一番身近で起こりうる火災は住宅火災でしょう。県内での1年間の住宅火災発生件数は約150件で、建物火災の6割にもなります。さらに、住宅火災により年間約10人以上の方が命を落としています。

(平成14年～23年平均)

もとより、南海地震など大地震発生時には、大規模な火災の発生が懸念されています。そのような住宅火災からいのちを守るポイントが下記の7つです。

<3つの習慣>

- ・寝たばこは、絶対にやめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

<4つの対策>

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品（燃えにくいように加工されたもの）を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

上のポイントにある住宅用火災警報器とは、火災による煙や熱に反応して、大きな音で危険を知らせる警報器です。火災の早期発見により、住宅火災からの逃げ遅れを防ぐ効果があり、県内では、平成23年6月から全ての住宅に火災警報器の設置が義務化されています。県内でも住宅火災警報器により、大事に至らなかった事例が多くあります。また、住宅用火災警報器の音に気づき、対応したという事例もあります。一人一人が心がけ、地域で声を掛け合い、火災を少なくしていきましょう。



香川県オリジナルキャラクター「カジナリ君」



香川県防災センターで命を守る！ 「いざ」を体験して下さい。

災害は日常的に体験できるものではありません。しかし、可能性は日常生活のどこにでも潜んでいます。いざ遭遇すれば、瞬時の判断が生死を左右することも少なくありません。とっさの時、慌てず的確に行動できるよう、是非一度「いざ」を体験してください。

体験コーナーの紹介

●地震体験コーナー

兵庫県南部地震、昭和南海地震などの地震の揺れを体験することができます。
(震度2～7)

●消火体験コーナー

スクリーンの火災映像に対して、実際に消火器などを使って消火体験をすることができます。

●暴風体験コーナー

風速30メートルまでの暴風を体験することができます。(風速10・20・30m)

●煙避難体験コーナー

煙を充満させた建物内で、煙の中からの避難行動を体験することができます。

●映像体験コーナー

防災をテーマとした映像により、防災の心構えを学ぶことができます。

■所在地 高松市生島町689-11 (香川県消防学校内教育訓練棟1階)

■問い合わせ TEL 087-881-0567 FAX 087-881-0568

■開館日時 午前9時～午後5時 (正午から午後1時までは、設備点検、清掃などにより体験できません。)

■休館日 毎週月曜日 (月曜日が祝日の時は開館、翌日が休館日)
年末年始 (12月29日～1月3日)

HP : <http://www.pref.kagawa.jp/kikikanri/bousai/top.htm>

E-mail : kagawabousai@extra.ocn.ne.jp

交通アクセス

高松自動車道 高松西ICから車で約20分 高松檀紙ICから車で約20分

瀬戸中央自動車道 坂出北ICから車で約30分

JR高松駅前バスターミナルからコトデンバス下笠居線 (弓弦羽行)「生島」バス停下車徒歩10分

高松市の中心市街地より約10キロ西に位置する、生島町の香川県消防学校内教育訓練棟1階にあります。

駐車場は普通車80台が駐車可能です。大型バスも駐車できます。

INDEX (関係機関のURL、連絡先等)

① 自主防災活動に役立つ主なウェブサイト (順不同)

内閣府	http://www.bousai.go.jp/
消防庁 (eカレッジ)	http://open.fdma.go.jp/e-college/index.html
消防庁 (自主防災組織教育指導者用教本)	http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/daigaku/kyouhon/index.htm
消防庁 (自主防災組織の手引き)	http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304.pdf
高松地方气象台	http://www.jma-net.go.jp/takamatsu/
四国地方整備局 (四国の防災・災害情報)	http://www.skr.mlit.go.jp/bosai/
香川大学危機管理研究センター	http://www.kagawa-u.ac.jp/csmrc/
香川県 (防災・国民保護のページ)	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/
香川県 (防災情報システム)	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/ksy/bosai/Com/STAX_TAB.htm
香川県 (避難情報配信サービス)	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/mail/main.html
香川県 (住宅耐震化)	http://www.pref.kagawa.lg.jp/jutaku/taishinhojyo/
香川県社会福祉協議会	http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/
日本赤十字社香川県支部	http://jrckgw.com/
県内市町防災HP一覧	http://www.pref.kagawa.lg.jp/bosai/hp/mapmain.html
香川県防災センター	http://www.pref.kagawa.lg.jp/kikikanri/bousai/top.htm
高松市民防災センター	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/13262.html
丸亀市消防本部防災コーナー	http://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i14753/
香川県防災士会	http://kagawabousaishikai.sun-age.or.jp/

「防災・減災の輪」について

「かがわ自主ぼう連絡協議会」では、地域の自主防災組織の活動や、防災に関する情報などを紹介する会報「防災・減災の輪」を、月1回発行しています。

希望者には郵送を行うほか、以下のページからもご覧いただくことができます。

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kdis/jisyubou/top.html>

問合せ先：かがわ自主ぼう連絡協議会（丸亀市川西コミュニティセンター内）

TEL 0877-28-5519

② 各市町の自主防災組織担当課(H25.1現在)

高松市	消防局予防課	087-861-1504	土庄町	総務課	0879-62-7000
丸亀市	危機管理課	0877-25-4006	小豆島町	総務課	0879-75-1700
坂出市	危機監理室	0877-44-5023	三木町	総務課	087-891-3301
善通寺市	防災管理室	0877-63-6338	直島町	総務課	087-892-2222
観音寺市	危機管理課	0875-23-3940	宇多津町	危機管理課	0877-49-8027
さぬき市	総務課	087-894-1111	綾川町	総務課	087-876-1906
東かがわ市	総務課	0879-26-1214	琴平町	総務課	0877-75-6700
三豊市	総務課	0875-73-3000	多度津町	総務課	0877-33-1110
			まんのう町	総務課	0877-73-0100

※編集・刊行 香川県危機管理総局危機管理課

Tel 087-832-3111 Fax 087-831-8811

e-mail kikikanri@pref.kagawa.lg.jp